

災 害 障 害 見 舞 金 の ご 案 内

令和 7 年 9 月

1 災害障害見舞金の内容

令和 4 年台風第 15 号等の災害救助法が適用された災害等※により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害障害見舞金を支給します。（※対象災害についてはお問い合わせください。）

- ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250 万円
- ・その他の方が重度の障がいを受けた場合：125 万円

2 対象となる方

災害により下記の障がいを負った方です。

- ① 両眼が失明したもの
- ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が①～⑧と同程度以上と認められるもの

3 ご提出いただく書類

- ☐ 診断書（指定様式） ※静岡市指定医による記入が必要です。詳しくはご相談ください。
- ☐ 災害障害見舞金に係る受領申出書（様式 1）
- ☐ 障がいを受けた方の状況（様式 1-2）
- ☐ 口座振込依頼書（様式 2）
- ☐ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ）

4 注意事項

- ・「当該障がいに関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。
（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）
- ・後日、電話等での状況確認・医師の意見書等の提出をお願いする場合があります。
- ・審査に時間がかかる場合やご希望に添えない場合がありますのでご承知おき願います。

5 書類の提出先・お問合せ先

葵 区 役 所 地域総務課（〒420-8602 葵区追手町 5 番 1 号 054-221-1343）
駿河区役所 地域総務課（〒422-8550 駿河区南八幡町 10 番 40 号、054-287-8697）
清水区役所 地域総務課（〒424-8701 清水区旭町 6 番 8 号 054-354-2024）
受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始除く）